

まちづくり委員会資料

等々力緑地におけるパークマネジメント
導入に向けた取組について

建設緑政局

等々力緑地におけるパークマネジメント導入に向けた取組について

1. 等々力緑地の目指すべき公園像に向けて

等々力緑地については、目指すべき公園像として「等々力緑地再編整備基本構想(平成22年2月)」において、3つの基本的な考え方をとりまとめている。

- (1) みどり豊かなやすらぎと安全・安心の場となる公園
- (2) 川崎から発信するスポーツ・健康づくりの拠点としての公園
- (3) 多様な交流を生み出す場となる公園

2. 等々力緑地の現状と課題

緑地内は等々力陸上競技場、とどろきアリーナ、市民ミュージアム等の多様な施設がある中、各施設における管理主体や管理形態は様々で、公園全体で統一したコンセプトによる管理及び魅力の発信が困難な状況となっている。

- ➡ (1) 各施設間の連携により、公園の魅力向上や利用者の利便性の向上を図るための仕組みづくりが必要
- (2) スポーツ団体等の多様な活動団体が連携できる仕組みづくりが必要

施設名称	管理運営状況
緑地全体	直営管理(一部施設は管理委託)
等々力陸上競技場	直営管理(一部施設は管理委託)
野球場、サッカー場、テニスコート	直営管理(一部施設は管理委託)
とどろきアリーナ	指定管理者(平成28~29年度)
市民ミュージアム	指定管理者(平成29~33年度)
等々力いいの家	指定管理者(平成26~29年度)
駐車場(東、南、市民ミュージアム前)	管理許可

3. パークマネジメント導入に向けた進め方

等々力緑地の目指すべき公園像の実現に向けて、総合的な公園の魅力づくり、利便性の向上、管理運営の効率化を目的としたパークマネジメントの取組みとして、「一体的・横断的な運営・維持管理手法の仕組み」、「多様な活動主体が連携できる仕組み」について検討し、民間活力手法として指定管理者制度を平成30年度から導入することを基本に検討を進めてきた。

まちづくり委員会への報告(平成27年2月 要旨)

● 新たなパークマネジメントの取組

◎ 平成28年5月、国土交通省において「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」の最終報告書が取りまとめられた。

[今後の緑等の政策が重視すべき観点]

- ・ストック効果を高める
- ・民との連携を加速する
- ・都市公園を一層柔軟に使いこなす

◎ 平成29年2月10日「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が閣議決定
⇒ 都市公園法の一部改正(予定)

【法案の概要】

- 民間事業者による公共還元型の収益施設(カフェ、レストラン等)の設置・管理制度の創設
 - ・収益施設を設置し管理する民間事業者を公募により選定
 - ・設置管理の許可期間の延伸(10年 ⇒ 20年)
 - ・民間事業者が収益施設と併せて広場整備等を実施
- 公園内のPFI事業に係る設置管理の許可期間の延伸(10年 ⇒ 30年) など

新たな動き

等々力緑地における今後の取組

都市公園において一層の官民連携が期待できる制度が平成29年度中に創出されることから、平成30年度に予定していたパークマネジメント導入を延期し、等々力緑地の目指すべき公園像の実現に向け、**今年度から更なる民間活力の効果が発揮できる仕組みについて検討**し、その後、新たなパークマネジメントの導入に向け調整、手続きを進める。

パークマネジメントとは

公園の維持管理・運営管理などの従来の枠を越え、効率的・効果的な管理運営の視点から、公園のサービス、価値の向上などを目指して、総合的な視点に立って公園を運営していくこと。

等々力緑地に関する方針等

等々力緑地再編整備方針（平成21年5月）【抜粋】

整備に向けた基本的な考え方（「整備方針」）

「整備方針」では、等々力緑地の特性や役割を整理し、「整備に向けた基本的な考え方」を示すとともに、それを実現するための5つの方向性をとりまとめています。

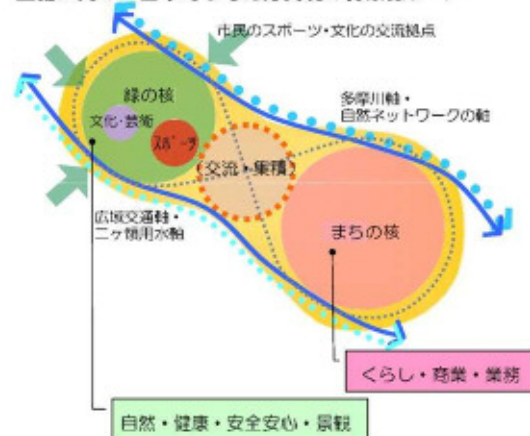
（1）整備に向けた基本的な考え方

「まちづくりと連携し多様な協働・交流による市民が誇れる緑の拠点づくり」を進めます

（2）整備に向けた基本的な考え方を実現するための5つの方向性

- ① 魅力を高め人の輪が広がる等々力緑地
《スポーツや文化・芸術などを通じた川崎市の魅力を高める市民の交流拠点づくり》
- ② まちづくりとともに歩む等々力緑地
《多摩川等の自然環境や小杉地区のまちづくりと連携し、地域の魅力を高める緑の拠点づくり》
- ③ いつでも楽しめる等々力緑地
《市民が憩い・楽しみ、健康増進に寄与する緑地づくり》
- ④ 頼りになる安全・安心な等々力緑地
《イベント時や災害時でも安全・安心な等々力緑地》
- ⑤ みんなで支える等々力緑地
《多様な参画・協働による経営的視点に立った緑地づくり》

整備に向けた基本的な考え方実現の将来像イメージ



等々力緑地再編整備基本構想（平成22年2月）【抜粋】

公園の基本的な考え方（「基本構想」）

「基本構想」では、「基本方針」を踏まえ、等々力緑地の再編整備に向けて、3つの基本的な考え方をとりまとめています。

（1）みどり豊かなやすらぎと安全・安心の場となる公園 「緑と水の再整備」

公園の基本機能である「憩いの場」、「自然とのふれあいの場」、「環境教育の場」としての機能をより高めるため、緑と水について再整備を行い、市民が誇れるみどり豊かな公園とします。また、災害時の避難場所の確保や周辺植栽による防災機能の向上、見通しや歩きやすさを考慮した緑の園路など安全・安心の場となる公園をめざします。

（2）川崎から発信するスポーツ・健康づくりの拠点としての公園 「施設の基本的なあり方」

「硬式野球場」、「陸上競技場」、「プール」などについて、競技者だけでなく「見る」「する」「手伝える」の観点などによる幅広い層の参加や、競技スポーツをはじめ、健康づくりの拠点として全国へ発信できるような施設をめざします。検討にあたっては、整備年度からの経過期間、施設の現状、利用実態、ニーズ、市内運動施設の状況などを踏まえていきます。

（3）多様な交流を生み出す場となる公園 「連携の推進・交流の拡大」

スポーツや文化・芸術などの拠点として魅力を高めることにより、さまざまな交流の場や機会が充実・創出され、個々の交流の拡大や充実が図られ、さらに個々の交流を連携・展開して相互の交流の拡大を図るとともに、周辺まちづくりや地域との連携や情報の発信などにつながる公園をめざします。

等々力緑地施設配置図



緑地内の主な施設



国の動向及び他都市事例

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（平成28年5月 最終報告書）【抜粋】

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」
最終報告書のポイント

- 社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき
- 新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点は以下の3つ
 1. ストック効果をより高める
 2. 民との連携を加速する
 3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす
- 今後の緑とオープンスペース政策は、以下の戦略を重点的に推進すべき
 1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
 - 緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき
 - 具体的には、緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進
 2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
 - 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多機能性を発揮すべき
 - 具体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と公園の質の向上への還元等を推進
 3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実
 - 上記 1.2. を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
 - 具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進

都市公園法改正の背景・概要及び他都市事例

背景・必要性

※ 都市緑地法等の一部を改正する法律案資料抜粋

- ◆ まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆ 緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
- ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆ 地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

○ 都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）

○ 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設

- － 収益施設（カフェ、レストラン等）の設置
管理者を民間事業者から公募選定
- － 設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、
建蔽率の緩和等
- － 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施

〔（予算）広場等の整備に対する資金貸付け
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
（予算）広場等の整備に対する補助〕



▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）

○ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）

○ 公園の活性化に関する協議会の設置

他都市の民間活用事例

東京都 駒沢オリンピック公園（カフェ）



静岡県藤枝市 藤枝蓮華寺池公園（カフェ）



大阪市 長居公園（コンビニ）

